

# いちき串木野市教育委員会障がい者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 36 号)による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が障害者活躍推進計画作成指針(以下「作成指針」といいます。)を定めました。

地方公共団体の任命権者は、作成指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」といいます。)を作成することが義務付けられました。

障がい者を有する職員が、その障がい特性や個性に応じて能力を発揮して活躍することは、行政サービスの向上の観点からも重要です。

これらを踏まえ、本計画を作成指針に基づく障害者活躍推進計画として推進していくこととします。

## 機関名・任命権者

いちき串木野市教育委員会

## 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日(5年間)

## 障がい者雇用に関する課題

いちき串木野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、主にいちき串木野市(以下「市長部局」という。)から出向した職員が任用されている。教育委員会には障がい者は任用されていないことから、市長部局と一体となって計画期間の法定雇用率の達成を目指すとともに、今後任用する障がい者である職員の活躍のために、体制整備や各種の取組が課題である。

## 目標

### 1 任用に関する目標

障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づく特例認定の承認を受け、市長部局と一体となって法定雇用率の達成に取り組んでいく(令和6年6月1日時点)。

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率:2.45%

(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。

### 2 定着に関する目標

今後、障がい者である職員が任用された際に定着状況を把握していくが、障がいのある職員が安心して働ける環境づくり等を図り、不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。

## 取組内容

### 1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・障がい者雇用推進者として教育委員会総務課長を選任する。
- ・市長部局と一体となって障がい者を有する方の任用及び定着を図るとともに、相談員への相談体制の充実を図る。
- ・障がいに関する理解促進・啓発のための各種研修資料配布や研修受講を図る。

### 2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障がい者である職員が任用された際、業務の適切なマッチングができているか定期的な面談等により必要に応じ検討を行う。

### 3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・定期的な面談その他の適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、必要に応じ措置を行う。
- ・職員の募集・任用に当たっては、次の取扱いは行わない。
  - ①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
  - ②自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ・時差勤務・早出遅出勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- ・時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- ・本人が希望する場合には、就労パスポートの活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じていく。

## その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者を有する方の活躍の場の拡大の推進に努める。